

手術（システム対応部分）

通則

22 区分番号K514-3、K514-4、K605からK605-4まで、K697-6、K697-7、K709-2からK709-6まで、K716-5、K716-6、K779-2及びK780に掲げる手術について、臓器提供施設及び臓器あっせん機関等と連携して、当該手術を行った場合は、臓器移植実施体制確保加算として、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400に相当する点数を加算する。

23 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、長時間かつ高難度な手術を実施した場合であって、対象診療科の医師が、当該手術を行ったときは、外科医療確保特別加算として、当該手術の所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

システム対応

- ① 外科医療確保特別加算の施設基準
4289 外科医療確保特別加算
- ② 手術の基本点数と注加算の点数それぞれに%加算した点数を加算
(%加算対象の所定点数に通則加算は含まない)
- ③ 臓器移植実施体制確保加算を算定可能な診療行為の入力がない時は警告メッセージを表示
- ④ 外科医療確保特別加算を算定可能な診療行為の入力がない時は警告メッセージを表示

マスタ

150454890 臓器移植実施体制確保加算 400%加算
150454990 外科医療確保特別加算 15%加算

手術（システム対応部分）

K939-4 内視鏡手術用支援機器加算 15,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号K374-2、K394-2、K502-5、K504-2、K514-2の2及び3、K529-2、K529-3、K554-2、K555-3、K655-2の3、K655-5の3、K657-2の4、K674-2、K695-2、K702-2の1、K703-2、K719-3、K740-3、K755-2、K773-5、K773-6、K778-2、K803-2、K865-2並びにK879-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術に当たって、内視鏡手術用支援機器を使用した場合に算定する。

システム対応

① 内視鏡手術用支援機器加算の施設基準

4290 内視鏡手術用支援機器加算

② 内視鏡手術用支援機器加算を算定可能な診療行為の入力がない時は警告メッセージを表示

マスタ

150492110 内視鏡手術用支援機器加算 15,000点